

○農林水産省令第四十八号
 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第六條第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年七月三十一日
 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（輸入場所の指定） 第六條 法第六條第三項の港及び飛行場を次のとおり定める。</p> <p>一 港 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、</p>	<p>（輸入場所の指定） 第六條 法第六條第三項の港及び飛行場を次のとおり定める。</p> <p>一 港 紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、 姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港</p>	<p>木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、 姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、呉港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、松山港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、水俣港、八代港、三角港、熊本港、大分港、佐伯港、細島港、油津港、志布志港、鹿児島港、川内港、米ノ津港、金武中城港、那覇港、平良港、石垣港</p>

この省令は、公布の日から施行する。
 ○農林水産省令第四十九号
 農地法施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する省令（平成二十九年政令第二百一十一号）の施行に伴い、並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四條第六項第三号及び第五條第二項第三号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年七月三十一日
 農地法施行規則の一部を改正する省令
 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用） 第三十八條 令第四條第一項第二号へ(6)の農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八條第一項に規定する市町村</p>	<p>（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用） 第三十八條 令第四條第一項第二号へ(5)の農林水産省令で定める計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八條第一項に規定する市町村</p>